

各指定共同生活援助事業所 責任者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
嶋内 明

共同生活介護の共同生活援助への一元化について

平素より札幌市の障がい保健福祉行政にご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。
本年4月の障害者総合支援法の改正による共同生活介護の共同生活援助（以下「グループホーム」という。）への一元化に伴い、4月以降におけるグループホームの取扱いを下記のとおりとしますので、通知いたします。

記

1 申請の手続き等

(1) 申請書の記載事項について

ア 事業所の種類

指定共同生活援助事業所（以下「介護サービス包括型事業所」という。）又は外部サービス利用型事業所の別を記載。

イ 介護又は受託居宅介護の提供

介護サービス包括型事業所は介護の提供の希望の有無を、外部サービス利用型事業所は受託居宅介護の希望の有無を記載。

(2) 障害支援区分について

区分認定の必要性の判断は以下のとおりとします。

ア 障害支援区分認定が必要

(ア) 介護サービス包括型事業所に入居し、介護の提供を希望する者

(イ) 外部サービス利用型事業所に入居し、受託居宅介護の提供を希望する者

イ 障害支援区分認定が不要

(ア) 介護サービス包括型事業所に入居し、介護の提供を希望しない者

(イ) 外部サービス利用型事業所に入居し、受託居宅介護の提供を希望しない者

(3) 受託居宅介護について

ア 対象者

外部サービス利用型事業所に入居し、障害支援区分2以上の者

イ サービス内容

居宅介護（身体介護に限る）と同様。

ウ サービス等利用計画案

受託居宅介護を申請する場合は、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案の提出が必要（セルフプランも可）。

エ 支給量

サービス等利用計画案を勘案した上で、原則、国が示す標準時間数（以下「支給標準時間」という。下表参照。）の範囲内で支給決定を行います。

障害支援区分	支給標準時間
区分2	2.5時間／月以内
区分3	10時間／月以内
区分4	15時間／月以内
区分5	21.5時間／月以内
区分6	31.5時間／月以内

オ 支給標準時間を超える場合

以下に該当する方で、支給標準時間内で必要な支給量が確保されないと認められる場合は、特例的に支給標準時間を超えて利用を認める場合があります。各区役所保健福祉課にご相談ください。

(ア) 区分3以下であって、利用する外部サービス利用型事業所において、申請者以外に受託居宅介護の提供を現に利用若しくは希望する者がいない場合又は受託居宅介護の提供を受けている若しくは希望する利用者全てが区分2以下の場合

(イ) 区分4以上であって、サービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると保健福祉部長が認めた場合

※ 上記(ア)の対象者の確認方法に係る必要書類については別途通知します。

※ 上記(イ)について、セルフプランによる提出があった場合は、審査会の意見を聴取の上、受託居宅介護の支給決定に係る要否を判断し、変更・更新の申請に係る取扱いも同様とします。

カ 支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証

受託居宅介護の支給量について、決定通知書及び障害福祉サービス受給者証に記載します。

キ 委託契約

受託居宅介護を提供するにあたり、外部サービス利用型事業所と居宅介護事業所は受託居宅介護の提供に関する委託契約を文書により締結する必要があります（複数の居宅介護事業所と委託契約が可能）。

ク 請求等

受託居宅介護を利用した場合は、外部サービス利用型事業所が国保連への請求手続きを行い、個々の契約に基づく委託料を受託居宅介護サービス事業者へ支払います。

※ 4月以降の実績記録票様式や報酬告示等については、別途札幌市のホームページに掲載をする予定です。

2 個人単位の居宅介護等の利用

重度者の個人単位の居宅介護・重度訪問介護について、介護サービス包括型事業所を利用する場合に限り、新規の場合も含めて利用を可能とします。ただし、利用にあたっては、あらかじめ居宅介護（身体介護）・重度訪問介護について支給決定を受ける必要があります。（平成27年3月までの経過措置）

3 通院等介助の取扱い

医師の指示により、定期的に通院を必要とする場合は、平成26年4月1日以降においても、引き続き、通院等介助の利用を可能とします。ただし、利用にあたっては、あらかじめ居宅介護（通院等介助）の支給決定を受ける必要があります。（月2回までが限度）

4 留意事項

- (1) 支給決定の際は、介護サービス包括型事業所又は外部サービス利用型事業所の別を判断せず、「共同生活援助」の支給決定を行うため、原則、転居等により事業所の種類を変更する場合は申請不要です。ただし、新たに受託居宅介護を受ける場合は別途、申請をする必要があります。
- (2) 本通知の取扱いについては、体験利用に係る場合も同様とします。
- (3) サテライト型住居の取扱いについては別途通知します。
- (4) 国保連への電子請求について、平成26年4月1日より以前に共同生活住居に入居し、引き続き入居する利用者の場合は、「サービス提供開始年月日」を平成26年4月1日として請求してください。

5 添付資料

- (1) 介護給付費・訓練等給付費等支給申請書（別紙1）
- (2) 介護給付費・訓練等給付費等支給変更申請書（別紙2）

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市障がい福祉課給付管理係

TEL011-211-2938 Fax 011-218-5181